

このニュースレターは、EPA(経済連携協定)及び、外国人看護師・介護福祉士に関する全国ニュースをダイジェストでまとめたものです。

○＜外国人材⑥大阪＞「特定技能」期待と不安 (2019/2/9 読売新聞)

入管難民法の改正で4月から拡大される外国人労働者の受け入れで、新たな在留資格「特定技能」の創設に期待と不安の声が交錯している。既存の制度で入国し、介護と製造の現場で働く2人に会って課題を探った。

「お昼ご飯です。リビングに行きましょうね」

特別養護老人ホーム「寝屋川石津園」でフィリピンのカリサ・クレア・ウラヤンさん(28)が、個室で寝ていた高齢女性に声をかけた。ベッドからゆっくり体を抱きかかえ、車いすに乗せた。

担当するのは、11人が生活する6階で、多くの人が自分で歩けない。勤務は3交代制で、この日の勤務は午前11時～午後8時の「遅出」。昼食の準備に続いて入居者のトイレを手伝った後、リビングに誘導する。

11人は食べ物をのみ込む力も、かむ力もばらばらで好き嫌いもある。「次は鶏肉ですよ」「おいしいですか」。声をかけながら相手のペースに合わせ、スプーンを口に運んでいく。

ウラヤンさんは母国で半年間、日本語を学んだ後の2014年、経済連携協定(EPA)の介護福祉士候補者として来日した。日本の施設で働きながら国家資格の介護福祉士を目指すという仕組みだ。国内でさらに半年日本語を勉強して、この施設にやってきた。必要な3年間の実務経験を積んで国家試験に合格した。

候補者は試験で不合格なら原則帰国しなければならない。ウラヤンさんは候補者だった3年半は休みの日、専門学校で国家試験対策のプログラムを受けてきた。施設側も個人授業で支援した。

介護の分野での外国人材の受け入れにはEPA、技能実習生、留学生と三つのルートがある。働きながら国家試験の合格を目指すEPAは最もハードルが高いが、ウラヤンさんは「EPAでは現場に出るまで1年間、日本語を学ぶ余裕があり、助かった」と言う。

ウラヤンさんはこう続けた。「介護ではお年寄りを敬

うとか、礼儀正しく振る舞うという日本人のルールを知ること大切。一定程度の日本語がわかる実習生らはすぐ現場へ出てしまうが、母国とのルールの違いに気づかないままだと、戸惑うことも多いと思う」

施設を運営する社会福祉法人「たちばな会」が候補者の受け入れを始めたのは09年。「少子高齢化が進む日本では近い将来、業界が立ちゆかなくなる」という危機感からだった。

これまでウラヤンさんを含めて7人を受け入れてきた。うち3人は不合格で帰国したり、結婚などでやめたりした。ウラヤンさんも当面は施設で働き続けるつもりだが、「将来のことはわからない」と明かす。

介護は、外国人労働者の受け入れが最も多いと見込まれる業種だ。現場では日本語の能力や専門知識に加え、体の不自由なお年寄りや障害者に寄り添う繊細なケアが求められるが、慢性的な人材不足に陥っている。「特定技能」では、従来の国家試験より簡単な日本語の能力や技能で、施設での食事や入浴の介助などが可能になる。在留期間は5年。業界では即戦力としての期待が高まる一方、不安視する意見も少なくない。

施設長代理の荒木大輔さん(43)は「ウラヤンさんたちは日本人と全く同じように働いてくれるが、法改正後、現場がどうなっていくのかは未知数。来た人が一人前に育った頃、在留期間が終わるということにならないか見極めたい」と話す。(富野洋平)

○介護技能実習 日本語要件を緩和 厚生省 2年 目以降N4でも(2019/2/6 けあピア for ティ)

厚生労働省は3月から介護の外国人技能実習で2年目以降に求められる日本語要件を緩和する。現在は日本語能力試験N3相当の能力が必要だが、試験に合格しなくてもほぼ無条件で実習を続けられるようになる。原則は変えないものの、実質的な要件の切り下げとなる。3月に告示を改正予定。すでに来日している人も全員が適用対象になる。1月29日からパブコメを開始した。

○インドネシア・フィリピン・ベトナムの看護師・介護福祉士候補の滞在延長(2019/2/22 ASEAN PORTAL(アセアン情報サイト))

日本政府は、経済連携協定(EPA)に基づくインドネシア人・フィリピン人・ベトナム人の看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長が決定した事を発表した。

日本政府では、インドネシア政府・フィリピン政府・ベトナム政府との間において、看護師・介護福祉士国家資格の取得を目的として、看護師候補者は最大3年間、介護福祉士候補者は最大4年間の我が国への入国・滞在を認める協定を締結している。この協定にもとづく受け入れをインドネシアは平成20年度から、フィリピンは平成21年度から、ベトナムは平成26年度から実施していた。

2月22日の閣議において、「経済連携協定(EPA)に基づくインドネシア人、フィリピン人及びベトナム人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長」に関する決定が行われた。この決定が行われたことにより、EPAに基づいて平成28年度と平成29年度に入国したインドネシア人・フィリピン人・ベトナム人の看護師・介護福祉士候補者のうち、滞在期間中の最後の国家試験に不合格になった者に関しては、一定の条件に該当した場合には追加的に1年間の滞在期間延長を認めることとなった。この延長が実施されることにより、滞在期間中に国家試験を受験する機会が増えることから、合格者の増加につながる事が期待される。

○外国人労働者 介護施設も活用の動き 県住居や学習費補助(2019/2/15 東京新聞)

改正入管難民法が四月に施行されて外国人労働者の受け入れが拡大される中、人手不足に悩む県内の介護施設でも外国人の活用を目指す動きが広まっている。県は二〇一九年度から、技能実習生らの日本語学習費や住居費を一部補助し、施設側の負担軽減を図る。(井上峻輔)

「受け入れまでかなりの額が必要なようだし、家も用意しないとイケない。費用がどれだけかかるかが不安だ」

県が一日に初めて開いた介護分野での外国人労働

者受け入れに関する情報交換会。技能実習生の受け入れを検討している県東部の特別養護老人ホーム(特養)の男性担当者は複雑な表情を見せた。

介護分野での外国人の活用を巡っては、一七年九月に養成校を卒業して介護福祉士資格を得た人に与えられる在留資格「介護」ができ、同年十一月には技能実習生の対象職種に「介護」が加わった。今年四月には新たな在留資格「特定技能1号」が新設され、実習生から移行することでより長期の滞在が可能になる。

県内の介護現場でも、外国人労働者への関心が高まっている。公益財団法人介護労働安定センターの一七年度の調査では、県内介護事業所の18%が外国人の活用を予定。県の情報交換会にも県内百十二の施設から担当者が集まった。

施設側が不安視するのが、外国人の日本語学習や住居の確保だ。どちらも一定の費用負担が必要になる。

情報交換会では、既に中国やスリランカから七人の技能実習生を受け入れている深谷市の施設の担当者に「日本語の勉強時間はどれくらい取っているのか」などの質問が出た。県にも「コミュニケーションが不安」との声が寄せられた。

そこで県は新年度、技能実習生を受け入れる施設への独自支援を始める。実習生一人当たり年額十二万円を上限に住居費を支給。日本語学習費も年額二十三万五千円を上限に補助する。介護福祉士資格取得を目指す留学生を受け入れる施設にも補助を設け、日本語学習費と住居費を合わせ年額三十二万円を上限にする。

県の担当者は「今後も介護に携わる外国人労働者は増えると予想される中で、不安を持つ施設を支えていきたい」と話している。

一般社団法人
外国人看護師・介護福祉士支援協議会

〒102-0083 東京都千代田区麹町 2-12-1
VORT 半蔵門ビル 6階
TEL : 03-6666-8163 FAX : 03-3221-4717
E-mail : zen-kangokaigo@jiaec.jp

担当 : 伊藤、小中
©一般社団法人
外国人看護師・介護福祉士支援協議会
無断複製・転載を禁ず